



島根県報

令和4年3月11日（金）

第 293 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2

【告 示】

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第3項の規定による身分
証明書の様式の廃止 (環境生活総務課) 4

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3
項の規定による身分証明書の様式 (") 4

特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による身分証明書の様式 (") 5

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定による立入検査をする職員の
携帯する身分を示す証明書の様式 (") 6

国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書の様式 (") 8

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 9

換地処分 (") 9

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 9

島根県産業技術センター技術者養成研修規程の一部改正 (産 業 振 興 課) 10

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変
更の届出 (12件) (中 小 企 業 課) 10

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 22

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正 (") 23

【公 告】

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る事業予定者を決定す
るための提案競技の実施 (人 事 課) 25

公共測量の実施 (2件) (技 術 管 理 課) 29

【特定調達公告】

排水ポンプ車調達に係る一般競争入札の落札者等 (河 川 課) 29

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則 [学 校 企 画 課] 30
[特別支援教育課]

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す
る者の総数の50分の1及び3分の1の数 36

公布された条例等のあらまし

◇島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の整備（様式第8号関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第28号

島根県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

島根県消費生活条例施行規則（平成17年島根県規則第112号）の一部を次のように改正する。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第26条関係)

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日交付</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日限り有効</p> <p>島根県知事</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>
---	---

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第140号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第3項の規定による身分証明書の様式（令和元年島根県告示第112号）は廃止し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第141号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第5条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条第3項の規定による身分証明書の様式（令和元年島根県告示第113号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">年 月 日限り有効</p> <p>島根県知事</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; padding: 20px;">写 真</p> </div>
---	---

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

島根県告示第142号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第6項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による身分証明書の様式（令和元年島根県告示第115号）は、令和4年3

島根県告示第144号

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第30条第4項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

国民生活安定緊急措置法第30条第4項の規定による身分証明書の様式（令和3年島根県告示第199号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日交付</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日限り有効</p> <p>島根県知事 印</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>
---	---

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

島根県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、浜田市土地改良区の定款変更を令和4年3月4日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年3月2日付けで県営土地改良事業に係る安田地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第147号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第148号

島根県産業技術センター技術者養成研修規程（平成4年島根県告示第816号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第2項ただし書中「」は」の次に「、」を加える。

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年3月11日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の島根県産業技術センター技術者養成研修規程の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県告示第149号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー大庭店 島根県松江市大庭町1804番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地 5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地 1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地 5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地 1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第150号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー浜田店 島根県浜田市高田町55番 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第151号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア出雲高岡店 島根県出雲市高岡町1279番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第152号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー出雲南店 島根県出雲市塩冶町字善行寺1196-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店出雲店 島根県出雲市高岡町1237-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	代表取締役社長 飯塚 道正	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	代表取締役 飯塚 正	平成17年5月25日代表者変更 令和3年4月20日本店移転

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
株式会社今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	備 考
株式会社今井書店グループ	島根県松江市殿町63	中尾 行雄	平成25年12月1日代表者変更、吸収分割分社
株式会社今井書店	島根県松江市殿町63	中尾 行雄	平成25年12月1日商号変更
株式会社今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	平成30年1月30日代表者変更
株式会社今井書店	島根県松江市殿町63	舟木 徹	令和3年7月1日代表者変更

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブックセンタージャスト大田店 島根県大田市大田町字山崎口1259の4外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地 5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地 1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地 5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地 1

(4) 変更の年月日

平成17年5月25日 (代表者)

令和3年4月20日 (住所)

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第155号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー安来店 島根県安来市安来町字八幡408番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5
（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5
（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課（安来市878番地2）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー江津店 島根県江津市二宮町神主ハ89-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課 (江津市江津町1016番地4)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第157号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新大東店 島根県雲南市大東町大東900-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 道正 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

- (4) 変更の年月日
平成17年5月25日（代表者）
令和3年4月20日（住所）
- 2 届出年月日
令和4年2月28日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー横田店 島根県仁多郡奥出雲町下横田57番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5
（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5
（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1
- (4) 変更の年月日
令和3年4月20日

- 2 届出年月日
令和4年2月28日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
奥出雲町商工観光課（仁多郡奥出雲町三成358-1）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジュンテンドー川本店、ウエルシア邑智川本店 邑智郡川本町大字因原563番1外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1
 - (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5
（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5
（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1
 - (4) 変更の年月日
令和3年4月20日
- 2 届出年月日
令和4年2月28日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所

川本町産業振興課（邑智郡川本町大字川本271-3）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー新六日市店 島根県鹿足郡吉賀町六日市951番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社丸久 代表取締役社長 田中 康男 山口県防府市大字江泊1936番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町206番地5

（変更後）株式会社ジュンテンドー 島根県益田市遠田町2179番地1

(4) 変更の年月日

令和3年4月20日

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

吉賀町産業課（鹿足郡吉賀町柿木500番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第161号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中 「 0.94 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.96) 」 を 「 0.95 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.97) 」 に、 「 0.93 (第212号の住戸にあつては、0.95) 」 を 「 0.95 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.96) 」 とする。

「 0.92 (第212号の住戸にあつては、0.94) 」 に、 「 昭和50 0.83 」 を 「 昭和50 0.82 」 に、「0.85」を「0.86」に改め、表浜田市の項中 「 0.85 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.86) 」 を 「 0.86 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.87) 」 とする。

を「0.86」に改め、表浜田市の項中

「 0.85 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.86) 」 を 「 0.86 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.87) 」 とする。

「 0.85 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.86) 」 を 「 0.86 (第112号、第114号、第213号、第311号及び第313号の住戸にあつては、0.87) 」 とする。

「 0.89 」 「 0.88 」

「(第111号及び第113号の住戸にあっては、0.91) を (第111号及び第113号の住戸にあっては、0.90) に改め、表益田市の項中

「中層耐火構造3階建 昭和59 0.97 を

「中層耐火構造3階建 昭和59 0.96 に、

「平成17 1.00 を 平成17 0.99 に、

「0.97 を 0.96 に改め、表大田市の項中「0.97」を「0.96」に、「0.99」を

「0.98」に改め、表安来市の項中 平成11 1.00 を 平成11 0.99 に改め、表

雲南市の項中

上郡	中層耐火構造3階建	昭和56	0.94
		昭和57	(第112号、第113号、第115号及び第16号の住戸にあっては、0.96)
そら山	準耐火構造2階建	平成25	0.98

を

「そら山 準耐火構造2階建 平成25 0.98 に改め、表飯石郡飯

南町の項を削る。

島根県告示第162号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（令和元年島根県告示第261号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸山達也

表松江市の項中 湖北団地 1,540円 を

」

「

湖北団地	1,320円
------	--------

 に、
 」

「

古江団地	1,540円
------	--------

 を
 」

「

古江団地	1,320円
------	--------

 に、「440円」を「330
 」

円」に改め、表浜田市の項中

「

緑ヶ丘団地	1,760円
-------	--------

 を
 」

「

緑ヶ丘団地	1,540円
-------	--------

 に、
 」

「

浜田漁民団地	1,650円
--------	--------

 を
 」

「

浜田漁民団地	1,430円
--------	--------

 に、
 」

「

浜田中央団地	1,760円
--------	--------

 を
 」

「

浜田中央団地	1,980円
--------	--------

 に改め、表益田市の項中
 」

「

久城団地	1,540円
------	--------

 を
 」

「

久城団地	1,320円
------	--------

 に、
 」

「

高津団地	1,760円
------	--------

 を
 」

「

高津団地	1,540円
------	--------

 に改め、表飯石郡飯南町
 」

の項を削る。

公 告

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務

(2) 仕様

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県ストレスチェックシステムの開発業務

契約の日から令和4年8月31日まで

イ 島根県ストレスチェックシステムの運用保守業務

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 島根県ストレスチェックシステムの開発費

11,158,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ 島根県ストレスチェックシステムの運用保守費

（運用保守期間中必要となるソフトウェア、ハードウェアに係る費用を含む。）

令和4年度 1,813,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和5年度以降 18,328,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ウ 総額（ア＋イ）：31,299,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務及び運用保守業務を過去において受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

オ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和4年3月11日（金）から同月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

郵便番号 690-0873

島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館1階 島根県総務部人事課福利厚生室保健スタッフ

電話 0852-22-6101 F A X 0852-22-6102

電子メール fukurikosei@pref.shimane.lg.jp

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載し、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式は配布場所での配布又は申出により電子メールで提供する。）を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は代表者の身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務及び運用保守業務を過去に受注した実績書（共同企業体の代表者としての実績を含む。） 1部
- (8) 担当者届 1部
- (9) 提案書提出書 1部
- (10) 提案書 7部（別途定める提案書作成要領による。）
- (11) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(8)までの書類については、令和4年4月1日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(9)から(11)までの書類については、令和4年4月20日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

3の(1)のイに同じ。

6 提案競技に係る質問について

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること（FAX又は電子メールによる質問票の送付も可とする。）。

(2) 質問票提出期限は、令和4年3月18日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

3の(1)のイに同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和4年3月28日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和4年4月6日（水）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 別に設置する島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 評価及び得点の付与方法は、別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算

出する。

(3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。

(4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案を代理したとき。

(6) 島根県が実施する入札について、公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。

(7) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けたものでないこと（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 令和4年2月島根県議会による予算議決がない場合には契約を行わない。

12 提案競技に関する問合せ先

3の(1)のイに同じ

13 Summary

(1) Proposed Bidding Item : Development of Stress Check system and operation and maintenance

(2) Proposed Submission Deadline : 3 : 00 p.m. April 20, 2022

(3) Proposed Enquiry Address (Submission Address) for Bidding : Shimane Prefectural Government Department of General Affairs, Personnel Division, Health and Welfare Office, Health Staff, 52 Uchinakabara-cho, Matsue-shi, Shimane, 690-0873 Japan

TEL : 0852-22-6101

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について奥出雲町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年2月25日から同年3月31日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町稲原地内（稲原2地区）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年3月3日から同年8月31日まで

3 作業地域

鹿足郡津和野町山下地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

令和4年3月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称、数量及び配車先
排水ポンプ車 (30m³/min級、揚程10m) 1台 浜田県土整備事務所管内で契約後に指定する場所
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部河川課水政グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
山陰クボタ水道用材株式会社 代表取締役社長 杉谷 雅祥 島根県松江市平成町182番地15
- 5 落札金額
50,600,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和4年1月14日

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第6号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則 (昭和33年島根県教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	240	240	240					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科 (学年制)			240					
	普通科 (単位制)	400							
	理数科			40					
	探究科学科 (単位制)	160							
島根県立松江東高等学校	普通科 (学年制)			200					
	普通科 (単位制)	400							
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	36	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	36	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	36	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	36	40					
	情報技術科	40	36	40					
	建築都市工学科	40	36	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	200	108	120					
	情報処理科		36	40					
	国際ビジネス科		36	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科 (単位制)	240							
島根県立宍道高等学校				普通科 (単位制)	640				
島根県立大東高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立横田高等学校	普通科	90	90	120					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科 (単位制)	480							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	144	160					

島根県立出雲高等学校	普通科	280	252	280					
	理数科	40	36	40					
島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	36	40					
	電気科	40	36	40					
	電子機械科	40	36	40					
	建築科	40	36	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	108	120					
	情報処理科	40	36	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	36	40					
	食品科学科	40	36	40					
	動物科学科	40	36	40					
	環境科学科	40	36	40					
島根県立大社高等学校	普通科	200	180	200					
	体育科	40	36	40					
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科（単位制）	360							
島根県立島根中央高等学校	普通科	105	105	105					
島根県立矢上高等学校	普通科	60	60	60					
	産業技術科	35	35	35					
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立江津工業高等学校	機械・ロボット科	40	40	40					
	建築・電気科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校	普通科	160	160	200	普通科（単位制）	320			
	理数科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	40	40					
	情報処理科		40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	（専攻科）								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科（学年制）			120					
	普通科（単位制）	240							
	理数科（学年制）			40					
	理数科（単位制）	80							
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					

総合学科（単位制）		120							
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐高等学校	普通科	60	60	60					
	商業科	30	30	30					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
	地域共創科								
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	（専攻科） 漁業科	10	10						
	機関科								

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあっては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあっては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあっては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあっては160名とし、夜間部の定員にあっては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		定 員	小学部及び中学部		高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員				
					学 科	学 級 区 分	定 員			第1学年	第2学年	第3学年		
第1学年	第2学年	第3学年												
島根県立盲学校	視覚障害教育	10	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	6	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	40	48					
						重複障害学級	33	33	36					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	48	56					
						重複障害学級	24	12	21					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	6	9					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	15	9	15					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	6	6	9					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	6	9					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					

島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	16		
					重複障害学級	6	6	15		
					訪問学級	3				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年3月11日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,170
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 159,750
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

松江選挙区	55,514
浜田選挙区	14,643
出雲選挙区	47,249
益田選挙区	12,695
大田選挙区	9,483
安来選挙区	10,565
江津選挙区	6,427
雲南・飯石選挙区	11,793
仁多選挙区	3,478
邑智選挙区	5,086
鹿足選挙区	3,735
隠岐選挙区	5,501
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

159,750